

平成30年8月21日

〒810-0041

福岡県福岡市中央区大名2丁目4番22号

新日本ビル8階 小川・橘法律事務所

株式会社SHI 代理人 弁護士 [REDACTED] 殿

同 弁護士 [REDACTED] 殿

特定非営利活動法人

消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山三丁目28-2

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤厚美

TEL : 052-734-8107 FAX : 052-734-8108

申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度は、改訂予定の約款をお送りいただき、ありがとうございました。

当団体が申し入れいたしました条項については、申入れ内容をふまえて改善していただいたことを確認いたしました（改訂後約款6条2項等）。実際に使用されるかどうかについては、今後も注視させていただきますので、速やかに改訂いただきますよう、お願い致します。

もっとも、改定後約款14条2項ただし書については、危険負担（民法536条1項）の原則に反し、消費者に不利な条項となっており、消費者契約法10条により無効となると思料されますので、ご再考ください。

なお、別表第2については、「一般」と「団体」とで区別する必要はないと思われれます。また、第2条第2項「前項第2号」は「前項第3号」の誤記かと思われれます。

敬具